

政策会議 議事概要

開催日	令和3年6月4日	場所	本庁4階 401～403会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p>宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定及び宍粟市産業立地促進条例の一部改正について</p>		
現状	<p>過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）が令和3年3月31日で失効し、代替法として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）が令和3年4月1日から施行され、宍粟市も過疎地域の指定を受けている。</p>		
課題	<p>新過疎法に基づく過疎対策事業債の発行など国の財政的な支援措置を受けるためには、令和3年9月議会における過疎地域持続的発展計画（過疎計画）の策定が必要となっている。</p>		
決定事項	<p>1. 宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定</p> <p>基本方針 第2次宍粟市総合計画の基本目標・基本方針と同様とする。 基本目標 地域創生総合戦略に定める人口目標を基本目標とする。 評価 総合計画及び地域創生戦略委員会において評価を実施する。 計画期間 令和3年度～令和7年度の5年間 その他 ※過疎地域における事業用資産の投資に係る固定資産税は減免する。（普通交付税により減免額の75%が措置される。） ※上記減免に必要な事項（「産業振興促進区域」及び「業種」）を過疎計画において明記する。宍粟市においては、市全域を産業振興促進区域とし、業種は過疎法で規定する「製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業」とする。</p> <p>2. 産業立地促進条例の一部改正</p> <p>産業立地促進条例第20条において旧過疎法における課税免除を規定しているため、第20条について新過疎法に合った内容の一部改正する。 ※施行期日：公布の日から施行</p>		